

山都町景観づくり条例施行規則

平成20年3月31日

山都町規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山都町景観づくり条例(平成20年山都町条例第15号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(規則で定める工作物)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次号に該当するものを除く。)
- (6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設

(1 2) 広告塔又は広告板

(規則で定める特定施設)

第4条 条例第2条第6項に規定する規則で定める施設又は設備は、次に掲げるものとする。

(1) 飲食店業を営むための施設

(2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）

(3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設

(4) カラオケボックス

(5) 屋上広告

(大規模行為の規模等)

第5条 条例第2条第7項第1号の規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

2 条例第2条第7項第2号の規則で定める規模は、高さ13メートル（第3条第6号に規定する工作物にあっては20メートル）又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。

3 条例第2条第7項第3号の規則で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。

4 条例第2条第7項第4号及び第5号の規則で定める面積は、3,000平方メートルとし、同項第4号及び第5号の規則で定める規模は、高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

(規則で定める行為の届出)

第6条 法第16条第1項及び条例第11条第2項の規定による行為の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 景観形成地域における行為

ア 景観形成地域における行為の（変更）届出書（様式第1号）

イ 行為の種類に応じて別表第 1 に定める図面

(2) 特定施設届出地区における行為

ア 特定施設届出地区における行為の（変更）届出書（様式第 2 号）

イ 行為の種類に応じて別表第 2 に定める図面

(3) 大規模行為

ア 大規模行為に係る行為の（変更）届出書（様式第 3 号）

イ 行為の種類に応じて別表第 3 に定める図面

2 法第 16 条第 2 項及び条例第 11 条第 3 項の規定による行為の変更の届出は、前項に定める届出書に、同項に定める図面のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。

3 前項に規定する届出は、届け出た内容に変更が生じたとき直ちに行うものとする。

4 行為が軽易なものであることその他の理由により図面の全部を添える必要がないと認められるときは、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該図面の一部を省略することができる。

（勧告等）

第 7 条 条例第 11 条第 5 項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 町長は、条例第 11 条第 5 項の規定による勧告を行う必要がないと認めるときは、当該届出をした者に対して、その旨を通知するものとする。

3 町長は、事務処理上の困難その他正当な理由により、条例第 11 条第 6 項に規定する期間内に勧告を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該理由の困難の程度に応じ同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、速やかに、当該届出をした者に対して、延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

（規則で定める公共的団体）

第 8 条 条例第 12 条第 2 項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人水資源機構

- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人国立病院機構
- (6) 国立大学法人
- (7) 公立大学法人
- (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (9) 地方住宅供給公社
- (9) 地方道路公社
- (10) 土地開発公社
- (11) 景観形成地域内に存する土地改良区
(景観形成地域における届出を要しない行為)

第9条 条例第13条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の区画形質の変更で次に掲げるもの

- ア 当該行為に係る部分の面積の合計が500平方メートルを超えず、かつ、高さが3メートルを超える法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

- イ 建築物の存する敷地内におけるもの

- ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

- (2) 木竹の伐採又は植栽で次に掲げるもの

- ア 当該行為に係る部分の面積の合計が1,000平方メートルを超えないもの

- イ 茶、果樹その他農業用に栽培している木竹の伐採又は植栽

- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で次に掲げるもの

ア 堆積された物件の高さが2メートル以下、かつ、堆積の用に供される土地の面積が500平方メートル以下のもの

イ 堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積

ウ 農業又は林業を営むための物件の堆積

エ 建築物の存する敷地内における物件の堆積

オ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での物件の堆積

(4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(6) 景観計画において景観形成地域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

(特定施設届出地区における届出を要しない行為)

第10条 条例第13条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

ア 第3条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの
(増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。)

イ 第3条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)が5メートル以下のもの(増築又は改築後の高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築

物の高さとの合計の高さとする。)が5メートルを超えるものを除く。)

ウ 第3条第6号に規定する工作物で、高さが10メートル以下のもの(増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。)

エ 第3条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下で、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの(増築又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。)

(4) 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(5) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更

ア 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの

イ はり紙、はり札、立て看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日間を超えて継続して掲出又は表示されないもの

ウ 表示面積が1平方メートル以下のもの

エ 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく熊本県の条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広

告物を掲出する物件の設置

(6) 地盤面下又は水面下における行為

(7) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(8) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(9) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

(大規模行為に係る届出を要しない行為)

第11条 条例第13条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為

とする。

- (1) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
 - (2) 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 - (3) 屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく熊本県の条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
 - (4) 地盤面下又は水面下における行為
 - (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (景観づくり住民協定の認定)

第12条 条例第16条第3項に規定する景観づくり住民協定の認定は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

- (1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の区域を対象としていること。
- (2) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地の緑化その他景観づくりに関する事項が定められていること。
- (3) 有効期間が5年以上であること。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。